

教育訓練給付の概要

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の20%（上限10万円）を受講修了後に支給。

・原則として、講座資格コード表に掲載されている資格・試験等を目標とする訓練が対象となります。
（講座資格コード表については、下の欄に記載の「教育訓練施設向けパンフレット」掲載ページからそれぞれご確認いただけます。）

対象講座指定要件

<p>次の①～⑦のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと（※詳細は訓練施設向けパンフレットに記載）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（商業実務、経理・簿記等） ③ 専門職大学院（MBA等） ④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等） ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル3以上）（情報処理安全確保支援士等） ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT等） ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ、類型ごとの講座レベル要件及び講座期間・時間要件を満たすこと（※詳細は訓練施設向けパンフレットに記載）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む） ② 情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（120時間未満のITSSレベル3を含む） ③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 講座時間・期間要件（原則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 </div>	<p>コード表に掲載がない資格・試験等を目標とする場合、以下の要件を満たす評価制度により訓練効果が測定されている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の団体所属者等に限らず社会一般を対象としている ・ 既に能力評価の試験等の実施実績がある ・ 国内の受験者規模について、原則1000人以上（年度）の実績がある。 <p>次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、講座期間・時間要件を満たすもの（※詳細は訓練施設向けパンフレットに記載）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 講座時間・期間要件（原則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 </div>
<p>「教育訓練施設向けパンフレット」（専門実践教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html</p>	<p>「教育訓練施設向けパンフレット」（特定一般教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html</p>	<p>「教育訓練施設向けパンフレット」（一般教育訓練） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html</p>

現時点において厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座は、「教育訓練講座検索システム」からご覧いただけます。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>